

桔梗野小学校の建て替えに関する 住民説明会

～基本構想について～

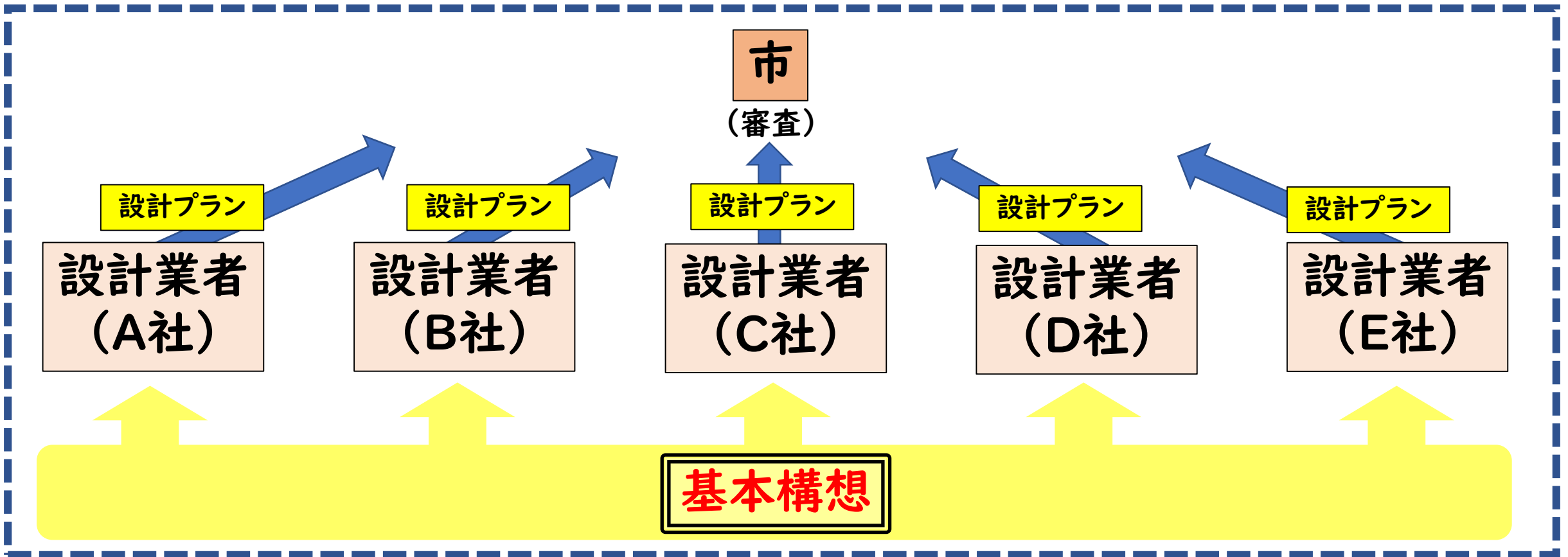
令和6年5月30日
弘前市教育委員会学校整備課

目次（本日の説明内容）

- 1 基本構想とは
- 2 これまでの経過
- 3 4/26意見交換会での意見と対応状況
- 4 基本構想について
 - (1) 基本方針
 - (2) 基本計画
 - (3) その他
- 5 今後のスケジュールについて

基本構想とは？

- どのような校舎・体育館・公共施設とするか基本的な考え方をまとめたものです。
- 今後、設計業者が提案する「基本構想を反映した設計プラン」の内容を審査し、設計業者を決定します。



これまでの経過

スケジュール

内容

令和5年12月～

- 事業概要の説明
 - ・・・学校、学校運営協議会、地区町会連合会を対象に実施

令和6年1月～

- アンケート調査
 - 「桔梗野小学校の建て替えに関するアンケート」
 - 「桔梗野小学校の建て替えに併せて整備予定の地域コミュニティ施設に関するアンケート」
 - ・・・児童・保護者・教職員・町会を対象に実施

令和6年2月2日

- 桔梗野小学校の建て替え事業について
 - ・・・事業概要やスケジュールについて事業説明会を開催

令和6年3月6日

- 桔梗野小学校の建て替えに関する意見交換会
 - ・・・アンケート結果や基本構想（素案）について意見交換会を開催

令和6年4月26日

- 桔梗野小学校の建て替えに関する意見交換会 ～基本構想（案）について～
 - ・・・基本構想（案）について説明

4 / 2 6 意見交換会での意見・要望と確認結果（後日回答分）

意見・要望

災害時の避難所として、体育館・地域コミュニティ施設を利用すると聞いたが、火災時の避難所として利用できるようにならないか。
 ※町内で発生した火事の際に、町会所有の施設に一時的に避難したことがあり、そのような利用はできないか。

避難所とは…

- ・ **指定緊急避難場所**
危険が切迫した際に**緊急的に避難**する場所
- ・ **指定避難所**
被災者が**危険がなくなるまで一定期間滞在**する施設

確認結果

火事の「**指定緊急避難場所**」は**屋外**を想定。
 ※建物は不可

施設名	指定緊急避難場所 (○：避難可能 ×：避難不可)					指定避難所
	洪水	土砂	地震	火事	火山	
桔梗野小学校 (建物)	○	○	○	×	○	○
グラウンド	○	×	○	○	×	—

火事の「**指定避難所**」の開設は震災時の大規模火災等を想定。
 ⇒町内で発生した大規模ではない火災等の場合に「**指定避難所**」は開設されない。

⇒火災時の避難所としての利用は、現在の町会所有の集会施設のような柔軟な利用は難しいと考えております。

4 / 2 6 以降にいただいた意見と対応状況

意見・要望

・飲酒についての意見要望があったが、優先すべきは子どもたちである。公共施設が入ることによって防犯対策が十分に行えないのであれば、反対する。

対応状況

- ・飲酒については、学校敷地内であることから難しいと考えています。
- ・防犯対策としては、学校と公共施設の接続部分は、施錠できる扉等で明確に区分することや玄関を分けるなど、児童の安全面や防犯面など学校生活に支障がないよう配慮します。

基本構想について



基本構想

1 基本方針

- (1) 学校施設整備の方針
- (2) 公共施設整備の方針
- (3) 建物等の配置や屋外環境に関する整備方針
 - ①校舎・屋内運動場・公共施設
 - ②駐車場
 - ③正門
 - ④屋外運動場
 - ⑤その他
- (4) 整備期間中の学習・生活環境の確保

2 基本計画

- (1) 学校施設（校舎）
 - ①学習関係諸室
 - ②管理関係室
 - ③その他（放課後活動室）
 - ④共用部
- (2) 屋内運動場
- (3) 公共施設
- (4) 屋外環境・設備

基本構想について

基本構想

1 基本方針

(1) 学校施設整備の方針

(2) 公共施設整備の方針

(3) 建物等の配置や屋外環境に関する整備方針

①校舎・屋内運動場・公共施設

②駐車場

③正門

④屋外運動場

⑤その他

(4) 整備期間中の学習・生活環境の確保

2 基本計画

(1) 学校施設（校舎）

①学習関係諸室

②管理関係室

③その他（放課後活動室）

④共用部

(2) 屋内運動場

(3) 公共施設

(4) 屋外環境・設備

Ⅰ 基本方針 (Ⅰ) 学校施設整備の方針

基本理念

Ⅰ

安全性への配慮や地域の避難所利用も想定した利用しやすい学校

整備方針

- ① 多様な学習及び生活の諸活動において児童等の安全及び健康に支障を生じることのないよう十分な防災性、防犯性など安全性を考慮する。
- ② 日常の通行や災害時の避難においても、児童等が安全な移動経路を設定することができるよう整備する。
- ③ 災害時の地域の避難所としての利用を想定した性能や機能を備え、児童の学習と生活に支障のないように整備する。

Ⅰ 基本方針 (Ⅰ) 学校施設整備の方針

基本理念 2

今後の変化に対応できるように未来思考の視点を取り入れた学校

整備方針

- ①教育環境について、単一的な機能・特定の教科等にとらわれず、横断的な学び、多目的な活動に柔軟に対応できる学校施設とする。
- ②教育内容・教育方法等の変化や人口減少などの社会的変化に対応し、学校施設を長く有効に活用していくために、教室等を再構成し、又は分割して使用することのできる弾力的な空間とする。
- ③図書室は、デジタル化の中で、図書、コンピュータ、視聴覚教育メディアその他学習に必要な教材等を配備した学習・情報センターとして整備する。
- ④屋根や外壁の高断熱化、高効率照明や高効率空調機等の高効率設備の導入等により、ZEB基準の水準を満たす省エネルギー性能を確保する。

Ⅰ 基本方針 (Ⅰ) 学校施設整備の方針

基本理念
3

快適な学校生活・学習環境を実現する学校

整
備
方
針

- ①障がいのある児童等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるように、スロープ、手すり、トイレ、出入り口、エレベーター等の施設のバリアフリー化を図る。
- ②障がいのある児童と障がいのない児童とが、各々の児童の教育的ニーズに応じ、安全かつ円滑に交流及び共同学習を行うことができる学校施設とする。
- ③ユニバーサルデザインを採用し、様々な利用者に配慮した、快適、健康、安全で利用しやすい学校施設とする。
- ④保健室、教育相談室(心の教室)、保護者等のための相談スペース等については、カウンセリングの機能を総合的に整備する。

Ⅰ 基本方針 (Ⅰ) 学校施設整備の方針

基本理念
4

ゆとりと活力と愛着のある学校

整
備
方
針

- ①児童の心と体の健康を支えるため、感染症対策の観点から、保健衛生に配慮した学校施設とする。
- ②児童や教職員にとってゆとりや潤いのある環境とするため、内部に木材を使用するなど温かみある空間とする。
- ③児童の体力向上に資するよう、運動のための空間を利用のしやすさに配慮し整備する。
- ④屋外環境については、明るい雰囲気を作り出し自然との触れ合いを促す雰囲気とし、学校への愛着や思い出につながり、児童や教職員等、地域住民が愛着や誇りを持つことのできるよう整備する。

Ⅰ 基本方針 (Ⅰ) 学校施設整備の方針

基本理念
5

地域コミュニティの拠点としての学校

整
備
方
針

- ①校舎、屋内運動場と公共施設の施設間の相互利用、共同利用等による学習環境の高機能化及び多機能化を図る。
- ②高齢者や子育て世帯、子どもたちが世代間で交流できるスペースを設けるほか、地域における生涯学習やコミュニティ形成の拠点となるよう整備する。
- ③屋内運動場や家庭科室などの学校開放での利用を想定し、利用時の動線に配慮する。

基本構想について

基本構想

1 基本方針

- (1) 学校施設整備の方針
- (2) 公共施設整備の方針**
- (3) 建物等の配置や屋外環境に関する整備方針
 - ①校舎・屋内運動場・公共施設
 - ②駐車場
 - ③正門
 - ④屋外運動場
 - ⑤その他
- (4) 整備期間中の学習・生活環境の確保

2 基本計画

- (1) 学校施設（校舎）
 - ①学習関係諸室
 - ②管理関係室
 - ③その他（放課後活動室）
 - ④共用部
- (2) 屋内運動場
- (3) 公共施設
- (4) 屋外環境・設備

Ⅰ 基本方針 (2) 公共施設整備の方針

整備方針

- ①桔梗野小学校の建て替えにあわせ、桔梗野小学校区を中心とした地域コミュニティの拠点として、(仮称)桔梗野地区コミュニティ施設を桔梗野小学校と複合化する。
- ②地域コミュニティ施設の複合化にあたっては、地域コミュニティ施設専用スペースを整備するとともに、児童の安全面や防犯面など学校生活に支障のないよう配慮しながら、学校と地域コミュニティ施設間の相互利用、共同利用等による多機能化を図る。
- ③構造や意匠、設置する設備などは学校と統一感をもたせた整備とする。

基本構想について

基本構想

1 基本方針

- (1) 学校施設整備の方針
- (2) 公共施設整備の方針
- (3) 建物等の配置や屋外環境に関する整備方針**
 - ①校舎・屋内運動場・公共施設**
 - ②駐車場**
 - ③正門**
 - ④屋外運動場**
 - ⑤その他**
- (4) 整備期間中の学習・生活環境の確保

2 基本計画

- (1) 学校施設（校舎）
 - ①学習関係諸室
 - ②管理関係室
 - ③その他（放課後活動室）
 - ④共用部
- (2) 屋内運動場
- (3) 公共施設
- (4) 屋外環境・設備

Ⅰ 基本方針 (3) 建物等の配置や屋外環境に関する整備方針

①校舎・屋内運動場・公共施設

- ・適切な日照、通風その他の自然環境を確保できるような配置とする。
- ・来校者の利便性に配慮しつつ、児童及び来校者の動線、公共施設の利用者の動線、学校開放時の利用者の動線、車両の動線を合理的に設定できるよう門や各施設部分の配置とする。
- ・校舎と屋内運動場、公共施設の相互利用、共同利用等による多機能化、円滑な管理運営が図れるよう整備する。
- ・屋内運動場と公共施設は、避難所として一体的に利用できるよう整備する。
- ・校舎、屋内運動施設等の周囲に、緊急時の避難、施設の維持修繕、冬期間の堆雪等に必要な一定の空間を確保する。

Ⅰ 基本方針 (3) 建物等の配置や屋外環境に関する整備方針

② 駐車場

- ・児童等の安全を確保した上で、必要とする規模で適切な位置に配置する。

③ 正門

- ・交通安全上、支障のない位置に配置する。
- ・児童の安全上及び教育上の支障がなく、周辺の地域住民の生活に支障を及ぼさないような位置に配置し、児童等の通行量が最大となる時間帯の通行密度、緊急車両の通行等を勘案するとともに、避難所となる場合においては大型車両による物資等の搬入も想定し、十分な幅の通行部分を確保する。

Ⅰ 基本方針 (3) 建物等の配置や屋外環境に関する整備方針

④屋外運動場

- ・屋外運動場は、校舎からの動線等を考慮し、児童の円滑な利用が図られる位置とし、また、校舎外からの利用者の利便性にも配慮する。
- ・校舎や周辺住宅等への騒音、ほこり等の影響をできるだけ避けることができ、また、住宅等との間で相互のプライバシー等に支障を生じない配置とする。

⑤その他

- ・桔梗野なかよし会（放課後児童クラブ）は校舎と同一棟で整備し、児童の利用者数に対応した規模とし、学校活動等に支障が生じない配置とする。
- ・受変電設備、自家用発電設備、防災倉庫は、想定される災害に対して安全な場所に設置する。
- ・校地内にある植栽や緑地、樹木、教材園などの自然を感じるものは必要に応じ移設等し、継承していくこととする。
- ・校舎内あるいは屋外運動場等から岩木山が望める眺望計画とする。

基本構想について

基本構想

1 基本方針

- (1) 学校施設整備の方針
- (2) 公共施設整備の方針
- (3) 建物等の配置や屋外環境に関する整備方針
 - ①校舎・屋内運動場・公共施設
 - ②駐車場
 - ③正門
 - ④屋外運動場
 - ⑤その他
- (4) 整備期間中の学習・生活環境の確保**

2 基本計画

- (1) 学校施設（校舎）
 - ①学習関係諸室
 - ②管理関係室
 - ③その他（放課後活動室）
 - ④共用部
- (2) 屋内運動場
- (3) 公共施設
- (4) 屋外環境・設備

Ⅰ 基本方針 (4) 整備期間中の学習・生活環境の確保

- ・適切な事故防止策を講じるとともに、工事に伴う車両等の出入り、騒音、振動、ほこり等の発生により、児童の健康や安全及び学習や生活に支障の生じることのないよう十分配慮する。特に、情緒障がい、自閉症またはADHD等の児童に対して、騒音、振動等の刺激によるパニックや多動・衝動性等に十分配慮する。

基本構想について

基本構想

1 基本方針

- (1) 学校施設整備の方針
- (2) 公共施設整備の方針
- (3) 建物等の配置や屋外環境に関する整備方針
 - ①校舎・屋内運動場・公共施設
 - ②駐車場
 - ③正門
 - ④屋外運動場
 - ⑤その他
- (4) 整備期間中の学習・生活環境の確保

2 基本計画

- (1) 学校施設（校舎）
 - ①学習関係諸室
 - ②管理関係室
 - ③その他（放課後活動室）
 - ④共用部
- (2) 屋内運動場
- (3) 公共施設
- (4) 屋外環境・設備

2 基本計画 (1) 学校施設 (校舎)

① 主な学習関係諸室

教室名等	1室面積	室数	設計業者への要望事項
普通教室	64 m ²	12	<ul style="list-style-type: none">・教室内部や教室周辺部の日常的に目の届く位置に、十分な大きさの児童用収納棚を設ける・十分な面積の掲示板を設ける・廊下との間に仕切りを設置する
多目的スペース	128 m ²	3	<ul style="list-style-type: none">・普通教室から利用しやすい配置とする・2つの学年ごとに1つのスペースを設ける・学年集会や体育の授業、研究授業が実施できるよう配慮する

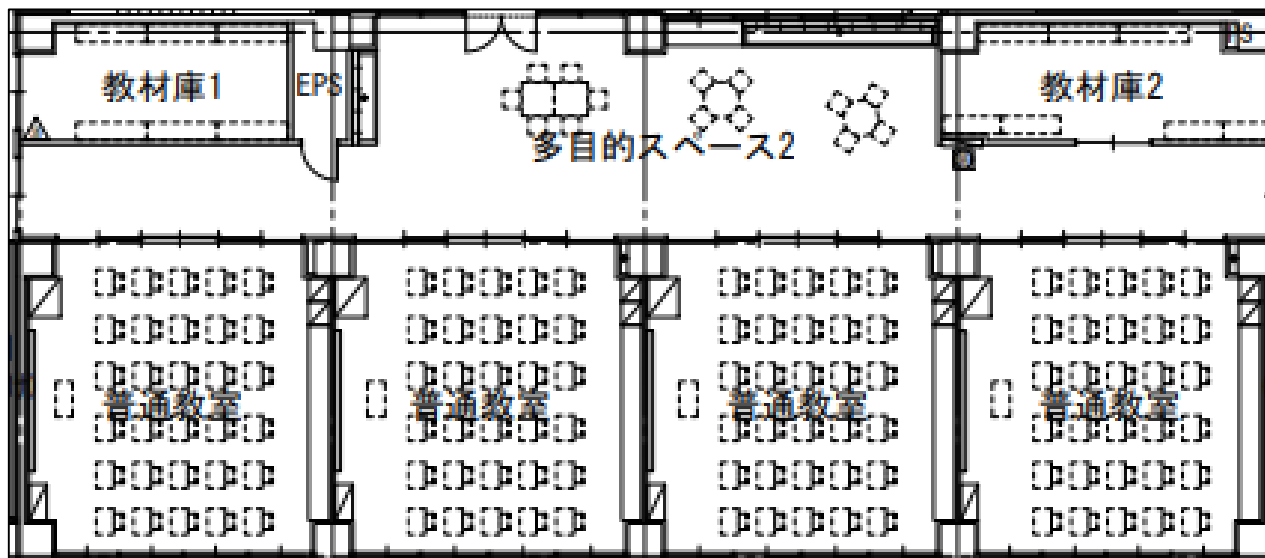
他校
比較

【石川小・中学校】

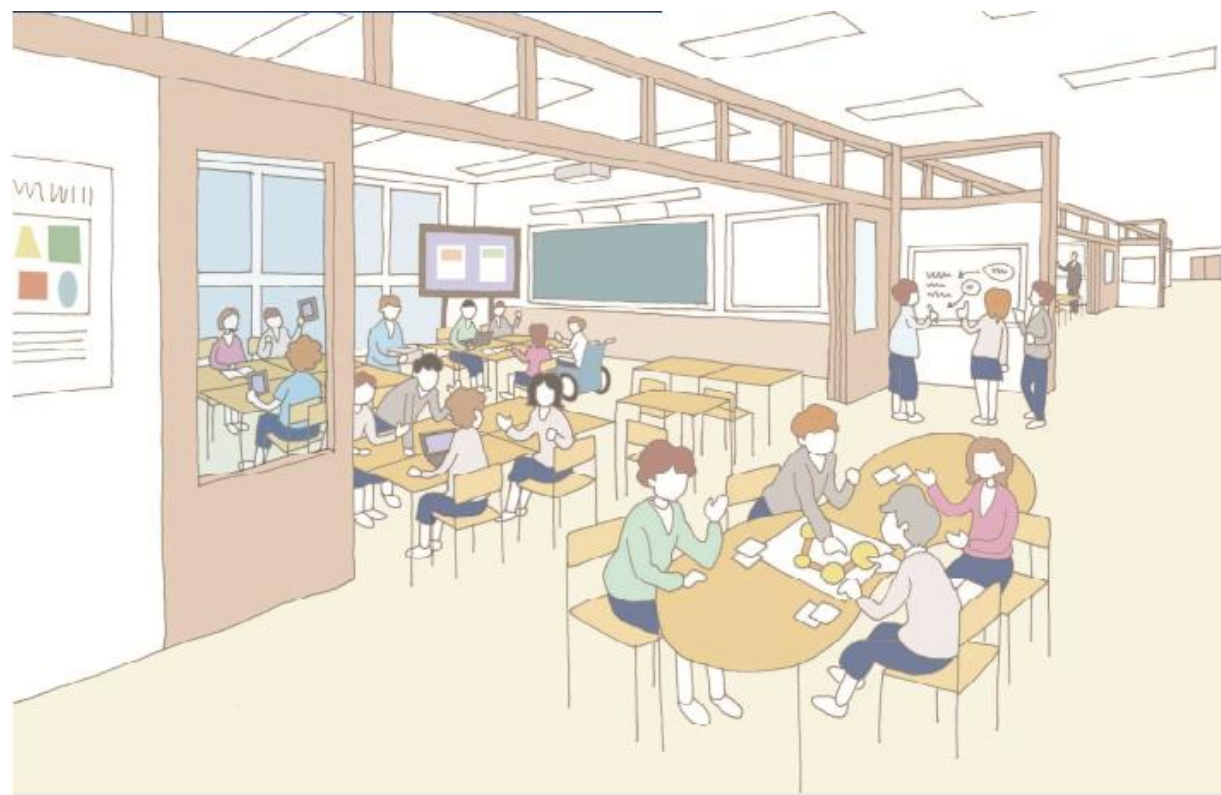
普通教室は1室64 m² (8 m × 8 m)

普通教室前に多目的スペースを配置

石川小・中学校における普通教室と 多目的スペースの位置関係



多目的スペースの利活用イメージ



※多目的スペースがどのようなものなのかイメージを示したものです。

2 基本計画 (1) 学校施設 (校舎)

① 主な学習関係諸室

教室名等	1室面積	室数	設計業者への要望事項
図書室	200㎡	1	<ul style="list-style-type: none">・児童の活動範囲の中心的な位置に配置する・グループ学習で利用できる空間を設ける
教育相談室	32㎡	1	<ul style="list-style-type: none">・保健室に近接させて配置する・児童や保護者が立ち寄りやすく、静かで落ち着いて相談できる配置とする
音楽室	128㎡	1	<ul style="list-style-type: none">・地域住民の利用に配慮し、公共施設から利用しやすい配置とする
家庭科室	128㎡	1	<ul style="list-style-type: none">・地域住民の利用に配慮し、公共施設から利用しやすい配置とする
理科室	128㎡	1	
図工室	128㎡	1	

2 基本計画 (1) 学校施設 (校舎)

② 主な管理関係室

教室名等	1室面積	室数	設計業者への要望事項
職員室	128㎡	1	・児童の登下校の様子が見える配置とする
保健室	96㎡	1	・屋内外の運動施設との連絡がよい位置に配置する ・救急車などが容易に近接できる位置に配置する ・シャワーユニット、洗濯機、汚物流し、給湯設備を設置する
教職員用更衣室	32㎡	2	
印刷室	30㎡	1	
書類保管室	20㎡	1	
給食準備室	32㎡	1	

2 基本計画 (1) 学校施設 (校舎)

③ その他

教室名等	1室面積	室数	設計業者への要望事項
放課後活動室	105㎡	2	<ul style="list-style-type: none">・放課後児童クラブでの活動を想定した部屋とする・2部屋隣接とし、それぞれ独立した部屋とする・それぞれの部屋の中に、活動にかかる物品の収納スペース、静養室を設ける・学習関係諸室から遠隔に、昇降口とは近接し、1階に配置する・児童クラブ専用の昇降口を設け、児童用昇降口とは近接し配置する・トイレを近接し配置する

2 基本計画 (1) 学校施設 (校舎)

④ 共用部

教室名等	設計業者への要望事項
昇降口	<ul style="list-style-type: none">・来訪者にわかりやすい位置に設置する・児童用と来訪者用を分けて設置する・風除室を設ける・スロープ、電子錠ドア、防犯カメラを設置する
廊下	<ul style="list-style-type: none">・児童が気軽に休憩、談話等に利用することのできる小空間等を配置する・掲示物を掲示しやすいよう配慮する
トイレ (男・女・バリアフリー)	<ul style="list-style-type: none">・児童の人数と分布(体育館利用を含む)に配慮した配置、個数とする・性的少数者(LGBTQ)や、避難所開設時の高齢者、障がい者等の要配慮者の利用を踏まえたトイレとする・自動水栓とする

2 基本計画 (1) 学校施設 (校舎)

④ 共用部

教室名等	設計業者への要望事項
手洗い場	・児童の人数と分布に配慮した配置、個数とする
階段・エレベーター	・吹抜け等に面した階段では、転落事故防止のための防護措置を講ずる ・2階建て以上となる場合は、エレベーターを配置する
更衣室	・児童の体育館利用時に配慮した配置とする

2 基本計画 (1) 学校施設 (校舎)

校舎の規模 (延べ面積)

区分	現在	整備案(目安)	面積増減の理由
①学習関係諸室	1,942㎡	2,408㎡	多目的スペースの新設(+384㎡)や 図工室の新設(+128㎡)など
②管理関係室	334㎡	658㎡	倉庫や教職員用更衣室等の新設 職員室や会議室等の面積増
③その他	(126㎡)	210㎡	放課後児童クラブ専用スペースの新 設
④共用部	1,945㎡	1,960㎡	
計	4,221㎡	5,236㎡	

※延べ面積は5, 236㎡程度を目安とし、設計事業者に設計プランを提案
してもらう。

基本構想について

基本構想

1 基本方針

- (1) 学校施設整備の方針
- (2) 公共施設整備の方針
- (3) 建物等の配置や屋外環境に関する整備方針
 - ①校舎・屋内運動場・公共施設
 - ②駐車場
 - ③正門
 - ④屋外運動場
 - ⑤その他
- (4) 整備期間中の学習・生活環境の確保

2 基本計画

- (1) 学校施設（校舎）
 - ①学習関係諸室
 - ②管理関係室
 - ③その他（放課後活動室）
 - ④共用部
- (2) 屋内運動場**
- (3) 公共施設
- (4) 屋外環境・設備

2 基本計画 (2) 屋内運動場

屋内運動場

部屋名等	1室面積	室数	設計業者への要望事項
アリーナ ステージ 控室 器具庫 備蓄倉庫 玄関	1,258㎡	1	<ul style="list-style-type: none">・アリーナは、ミニバスケットボールコート2面（横2面）、バスケットボールコート1面（縦1面）を確保できるサイズとする・避難所として利用時に、公共施設と一体的に利用できる配置とする。

他校
比較

小沢小学校屋内運動場（1,200㎡）と同程度

基本構想について

基本構想

1 基本方針

- (1) 学校施設整備の方針
- (2) 公共施設整備の方針
- (3) 建物等の配置や屋外環境に関する整備方針
 - ①校舎・屋内運動場・公共施設
 - ②駐車場
 - ③正門
 - ④屋外運動場
 - ⑤その他
- (4) 整備期間中の学習・生活環境の確保

2 基本計画

- (1) 学校施設（校舎）
 - ①学習関係諸室
 - ②管理関係室
 - ③その他（放課後活動室）
 - ④共用部
- (2) 屋内運動場
- (3) 公共施設**
- (4) 屋外環境・設備

2 基本計画 (3) 公共施設

公共施設

部屋名等	1室面積	室数	設計業者への要望事項
集会室	50㎡	2	<ul style="list-style-type: none">各室は、遮音性の高い可動式間仕切りで区分し、間仕切りを開放することで50名程度の会合でも使用できる部屋とする各室では、集会だけでなく、体操など体を動かす活動など多目的に利用されることを想定している床材はフローリングを基本とする
事務室	15㎡	1	<ul style="list-style-type: none">玄関に隣接し、施設利用の受付を兼ねる室とする学校との接続部分が視野に入る位置とする2名分の事務机、ロッカーを配備する

2 基本計画 (3) 公共施設

公共施設

部屋名等	1室面積	室数	設計業者への要望事項
収納庫	10m ²	1	・集会所で使用するテーブルやイス、マット等備品を保管する
トイレ (男・女・バリアフリー)	30m ²	1	
給湯室	10m ²	1	
玄関	—	—	・学校とは別に設置する ・風除室を設ける ・下駄箱を設置する ・駐車スペースに近接させる
ホール・廊下	—	—	

2 基本計画 (3) 公共施設

公共施設

部屋名等	1室面積	室数	設計業者への要望事項
共通	—	—	<ul style="list-style-type: none">・公共施設は可能な限りワンフロアとする・2階以上に設置する場合は、エレベーター及び階段を設置する・公共施設と学校との接続部分は、施錠できる扉等で明確に区分する・公共施設利用者が学校における地域との共用部分（音楽室、家庭科室）も利用しやすいような位置関係とする

※延べ面積は200㎡程度を目安とし、設計業者に設計プランを提案してもらう。

基本構想について

基本構想

1 基本方針

- (1) 学校施設整備の方針
- (2) 公共施設整備の方針
- (3) 建物等の配置や屋外環境に関する整備方針
 - ①校舎・屋内運動場・公共施設
 - ②駐車場
 - ③正門
 - ④屋外運動場
 - ⑤その他
- (4) 整備期間中の学習・生活環境の確保

2 基本計画

- (1) 学校施設（校舎）
 - ①学習関係諸室
 - ②管理関係室
 - ③その他（放課後活動室）
 - ④共用部
- (2) 屋内運動場
- (3) 公共施設
- (4) 屋外環境・設備**

2 基本計画 (4) 屋外環境・設備

① 屋外環境

名称		設計業者への要望事項
駐車場	学校関係者・公共施設利用者 スペース	・100台程度とする
正門		・交通安全上、支障のない位置に配置する ・児童等の通行量が最大となる時間帯の通行密度、緊急車両の通行等を勘案するとともに、避難所となる場合においては大型車両による物資等の搬入も想定し、十分な幅の通行部分を確保する ・不審者侵入対策のため、防犯設備を設置する

他校
比較

【石川小・中学校（公民館・出張所・児童館複合化）】

・134台（冬期114台）

【第二中学校（公共施設複合化）】

・130台（冬期102台）

2 基本計画 (4) 屋外環境・設備

① 屋外環境

名称	設計業者への要望事項
裏門	・裏門から正門側へ通り抜けるための遊歩道のような機能を防犯上に配慮しながら整備する
屋外運動施設	・現在と同規模(14,510㎡)程度を確保する

2 基本計画 (4) 屋外環境・設備

② 設備

名称	設計業者への要望事項
共通事項	<ul style="list-style-type: none">・設備機器・システムは、環境負荷の低減に配慮するとともに、初期投資時に必要な費用、維持管理に必要な費用等を総合的に考慮した上で計画し、ZEB※基準の水準を満たす省エネルギー性能を確保する
照明設備	<ul style="list-style-type: none">・エネルギー消費量及び光熱費の削減を図るため、高効率設備とする・各部屋等の利用内容、利用時間帯等に応じ必要となる照度が確保でき、見やすくまぶしさのない照明器具を設置する
受変電設備	<ul style="list-style-type: none">・想定される災害に対して安全な場所に設置する

※ZEBとは、Net Zero Energy Buildingの略。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物。創エネで100%以上の一次エネルギー消費量の削減を実現する「ZEB」、75%以上の削減を実現する「Nearly ZEB」、省エネで50%以上の削減を実現する「ZEB Ready」などの基準があります。

2 基本計画 (4) 屋外環境・設備

② 設備

名称	設計業者への要望事項
空気調和設備	<ul style="list-style-type: none">・エネルギー消費量及び光熱費の削減を図るため、高効率設備とする・操作・制御装置は、操作しやすい仕様とする・各室の壁、開口部などの断熱化、室形状、自然の通風条件等と併せ総合的に計画する
防犯設備	<ul style="list-style-type: none">・児童等の安全確保に必要な箇所に防犯カメラを設置し、職員室や事務室など複数の部屋で常時確認できるように計画する
防災設備	<ul style="list-style-type: none">・自家発電設備を想定される災害に対して安全な場所に設置する

他校
比較

【石川小・中学校】

- ・普通教室、特別教室含め（廊下等は除く）冷暖房エアコンを設置

その他

学校プールについて

- 現学校プールについては、解体し、新規整備は行いません。
- 改築後の桔梗野小学校供用開始（令和10年度予定）までに、プール授業の実施方針を決定します。

<参考> 学校プールを設置していない小学校でのプール授業

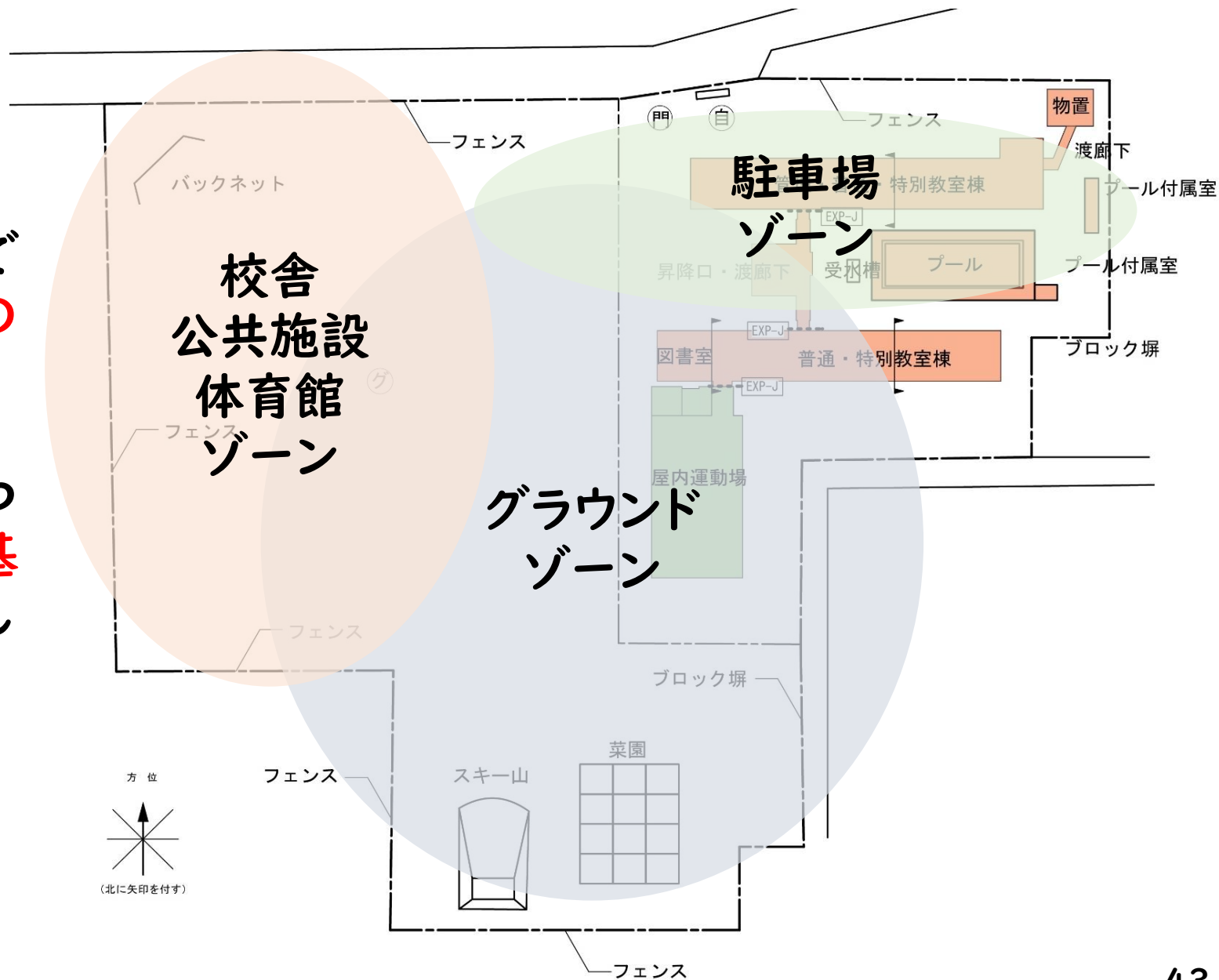
- ・ 岩木小学校・・・岩木B&G海洋センターのプールにて実施
- ・ 裾野小学校・・・岩木B&G海洋センターのプールにて実施
- ・ 相馬小学校・・・ロマンチックピアそうまのプールにて実施

その他

配置イメージ

右図は考えられる配置イメージであり、現時点で**決定しているものではありません。**

敷地内における校舎等の配置については、設計事業者の決定後、**基本設計・実施設計において決定**します。



その他

概算工事費

工事	概算費用
校舎建設費	2,966,194千円
屋内運動場建設費	742,220千円
公共施設建設費	113,300千円
校舎・屋内運動場・プール解体費	367,995千円
外構・グラウンド整備費	627,662千円
合計	4,817,371千円程度

※工事実施計画により既存校舎の転用や仮設校舎の設置等を要する場合においても、概算工事費と同程度に務めることとします。

今後のスケジュールについて

スケジュール

内容

令和6年7月～
令和6年9月

- 設計業者の選定
 - ・・・設計業者は、公募により、設計プランを審査のうえ選定します。

令和6年10月～
令和8年3月

- 設計業務の開始
 - ・・・設計業者の決定後、設計業務が開始されます。
 - ・・・設計過程において、意見交換会やワークショップの開催を予定しています。

令和8年9月～
令和10年7月

- 建替え工事
 - ・・・工事車両と児童の動線を切り分けるなど、児童の安全に配慮して工事を進めていきます。
 - ・・・騒音対策や粉じん対策を十分講じるなど、周辺住民の生活に配慮して工事を進めていきます。

令和10年二学期

- 学校部分の供用開始


今後のスケジュールについて

スケジュール

～令和11年内

内容

- 既存校舎の解体、外構・グラウンド整備
- 公共施設部分の供用開始



ご清聴ありがとうございました